

公 告

下記のとおり条件付き一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年6月1日

収支等命令者
佐賀県玄海水産振興センター所長 山浦 啓治

1. 競争入札に関する事項

(1) 工事名

漁業調査取締船「まつら」定期検査及び修繕工事（機関部）

(2) 工事の仕様等

別添仕様書による

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月17日（水曜日）まで

(4) 工事期間

落札後決定する。

ただし、船舶検査証書有効期限内に定期検査を受検し合格することができる期間。

（船舶検査証書有効期限 令和9年1月18日）

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札参加届の提出期限時点で有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本船の主機関は、ドイツ製船用ディーゼル機関MTU（12V2000M94）を搭載しており、MTU社が指定した「2000シリーズ」の海外研修を修了した技術者を配置し、主機関の解放、整備、組立てができること。

- (4) 近県（長崎県・佐賀県・福岡県・山口県）に本店、支店又は営業所を有し、近県（長崎県・佐賀県・福岡県・山口県）で施工可能な事業者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の 6 ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
 - ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

3. 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、添付ファイルの入札参加届、営業概要書、技術者の海外研修受講修了を証明する書類の写し〔前項 2 の(3)を満たすもの〕を下記の日時まで
に郵送又は持参して下さい。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

せん。

また、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該工事に関する目的以外には使用しません。

(1) 提出期限

公告の日から令和8年6月15日（月曜日）15時まで（必着）

(2) 提出先

〒847-0122 佐賀県唐津市唐房6丁目4948-9

佐賀県玄海水産振興センター 船舶運航・調査取締担当

担当者 大畑・小宮 TEL 0955-74-3021

(3) 仕様書等の交付方法

佐賀県ホームページの添付ファイルから入手して下さい。

4. 現場説明会

実施しません。

5. 入札及び開札の日時・場所

(1) 日時

令和8年6月24日（水曜日）14時30分

(2) 場所

佐賀県唐津市唐房6丁目4948-9

佐賀県玄海水産振興センター（1階 会議室）

(3) 入札方法

入札は入札書（別紙に準ずる）により、本人又は代理人が持参すること。

ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（別紙に準ずる）を提出すること。

なお、再度入札を行うこともあるので、入札書は必ず3枚以上を持参すること。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。

この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で 2 以上の入札をした者

オ 代理人でその資格がない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 当該入札より先に行われる〔漁業調査取締船「まつら」定期検査及び修繕工事（甲板部）の条件付き一般競争入札〕が不落となったときは、当該入札を延期又は中止することがある。

ウ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札の執行を延期又は郵送による入札方法への変更、若しくは入札を取りやめることがある。

（入札の延期又は郵送による入札方法への変更若しくは入札を中止する場合は、当センターより通知します。）

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、該当入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。

エ 入札の実施回数は 3 回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令

第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

- (6) 国際情勢による原材料等の急騰及び入手困難への対応について
 - ア 佐賀県建設工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）を準用する。
 - イ 落札者は、前号アの規定の準用に伴い、落札価格の算出根拠である原材料等の内訳を、契約締結時に提出すること。

- (7) 契約書作成の要否 : 要

- (8) 入札参加資格を得るための申請方法
佐賀県ホームページ参照